

平成20年10月 日

「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」中間取りまとめの公表 ～すべての船舶の安全確保を目指した新しい世代の海上通信システムの構築～

総務省は、今般「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」(座長：三木 哲也 電気通信大学理事)において中間取りまとめが取りまとめられたことを踏まえ、これを公表いたします。

1 経緯

現在、小型船舶と大型船舶の衝突事故が発生する中、小型漁船やプレジャーボート等の船舶の安全確保のためには、小型船舶と大型船舶が容易に連絡を取り合える共通のシステムを構築するとともに、その普及促進を図ることが重要です。また、最近のデジタル技術の進展を反映した、小型で安価な海上無線機器の普及や海上通信システム構築による、海上における電波の効率的な利用及び航行安全の確保が必要です。このような背景から、我が国の沿岸海域を航行する小型漁船やプレジャーボート等を対象に操作が容易で、かつ、安価な船舶通信システムの在り方、船舶間及び捜索救助機関との連絡の在り方等について、平成20年4月から検討が行われております。

その検討を取りまとめた中間取りまとめ(案)に対して、平成20年8月5日(火)から同年9月5日(金)までの間、意見を募集いたしましたところ、合計24件のご意見が寄せられました。

寄せられたご意見を踏まえ、今般、同検討会において中間取りまとめが取りまとめられましたので公表いたします。

2 報告書

- ・ 中間取りまとめ概要 (PDF)
- ・ 中間取りまとめ本文 (PDF) ※資料海共3-3を添付
- ・ 中間取りまとめ参考資料 (PDF) ※資料海共3-3を添付
- ・ パブリックコメントの結果概要 (PDF) ※資料海共3-2を添付
- ・ 寄せられた意見一覧 (PDF) ※参考海共3-1を添付

※会合資料については総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/kaijo_senpaku/index.html) に掲載していますので、適宜御参照ください。

3 今後の予定

これまでの検討から具体化された課題をもとに議論を行った上で、平成20年12月を目処に最終

取りまとめを取りまとめる予定です。

【関係報道資料】

- ・「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」の開催（平成20年4月17日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080417_3.html

- ・「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」中間取りまとめ（案）に対する意見募集（平成20年8月5日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080805_1.html

連絡先

連絡先：総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課

担 当：成瀬課長補佐、松井海上係長

住 所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電 話：（直通）03-5253-5901（代表）03-5253-5111

F A X： 03-5253-5903

E-mail： maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

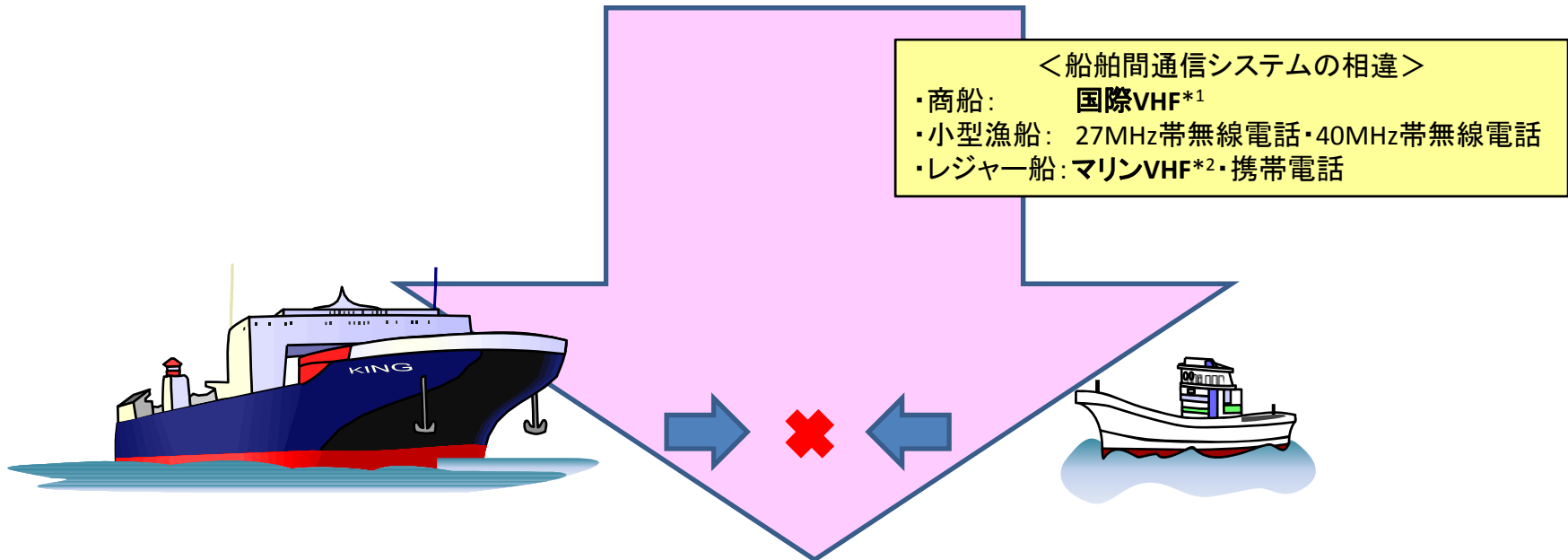
「海上における船舶のための共通通信システムの
在り方及び普及促進に関する検討会」
中間取りまとめの概要

平成20年10月
総務省 総合通信基盤局

中間取りまとめの概要

1 背景

船舶の種別により通信システムが異なるため相互に通信することができない



船舶間に衝突の危険が発生した場合に、迅速な回避行動をとるための相互通信可能な共通の通信システムが必要

*1:国際電気通信連合 (ITU) の無線通信規則に規定する世界的に共通な150MHz帯の周波数又はその周波数を使用する通信システムのことをいう。

*2:国際VHFの周波数の一部を使用する日本独自の通信システムのことをいう。

中間取りまとめの概要

2 共通の通信システムの検討に当たっての視点

機能

- ・すべての船舶間で共通の通信システムとして利用できること
- ・世界共通の周波数を使用するものであること
- ・危険な状況にある船舶の操船者同士の迅速な通信及び遭難船と救助船等の間の通信が可能であること
- ・通信の相手方を容易に識別できることが望ましいこと

システムの普及

- ・免許の取得がマリンVHFと同様に簡易にできること
- ・安価であること

その他

- ・海上交通の安全確保に不可欠であることから、ルールに則った運用の確保が重要。国際的な規則(無線通信規則*³)との整合性に十分配慮。

*3:国際電気通信連合憲章に規定する業務規則の一つであり、国際的な周波数分配、有害な混信からの保護手続、無線設備の技術基準、無線局の運用方法等を規律している。

中間取りまとめの概要

3 船舶共通システムの基本仕様

- ・世界標準の国際VHFを基本とした通信システムであること
- ・高度な知識・技能がなくても操作が可能なものであること
- ・到達距離は、相手船を確認してからの通信を確保するものであること
- ・使用目的を主に衝突回避のための通信、遭難・緊急・安全の通信に絞り、周波数も限定すること
- ・呼出用チャンネル(ch16)がマスキング状態*4にならないよう、所定時間を超えた連続通信ができないような仕組みを備えること
- ・補助システムとして簡易型AISを備えることが望ましいこと

*4:特定の者の通信によりチャンネルが占有されて、他の者が通信に使用できない状態をいう。

中間取りまとめの概要

4 今後の検討課題

- ・無線局の免許、無線従事者資格、周波数割り当て、機器認証等の制度整備
- ・運用ルールの徹底を図るため、適切な教育講習を検討
- ・既に27MHz帯無線電話等を設置している小型漁船等が新たな船舶共通通信システムを併設する場合の支援
- ・海上通信の高度化と周波数資源の有効活用を図るため、既存の無線設備を活用した小型で簡易なデジタル方式又は新たなデジタル方式の海上通信システムの研究